高野山町石道周辺特定景観形成地域の拡大等に係る 和歌山県景観計画（変更素案）の概要

○和歌山県では、世界遺産の周辺について、地域の特性を活かしたより良い景観の形成を図るため、景観上重要な地域としてこれまで、４つの「特定景観形成地域」の指定を行ってきました。

○平成 28 年 10 月 24 日、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録に伴い、平成 30 年９月には熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域について、区域の拡大を行いました。

○今回、かつらぎ町内で世界遺産に追加登録された三谷坂（丹生酒殿神社含む）周辺を対象として「高野山町石道周辺特定景観形成地域」を拡大し、またその名称を「高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域」に変更する「和歌山県景観計画（変更素案）」を作成しました。

和歌山県景観計画（変更素案）について、県民の皆様からの意見募集を行います。

1. 特定景観形成地域の指定状況と拡大区域

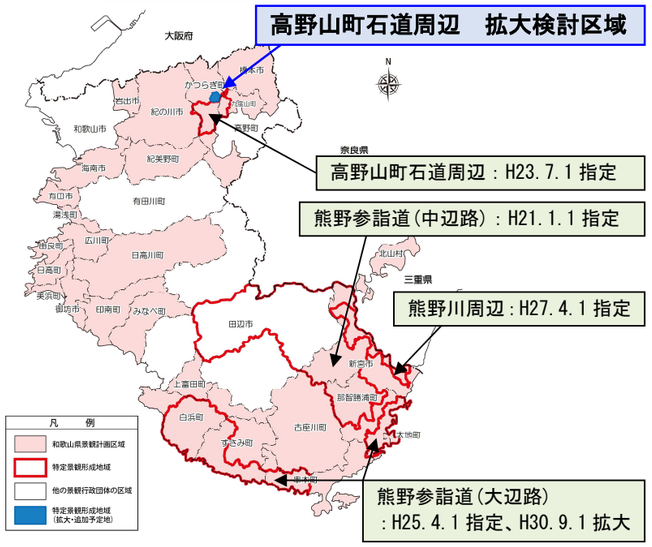

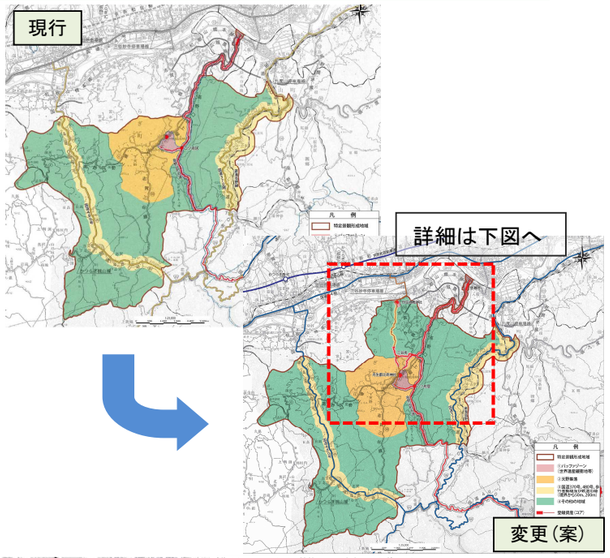

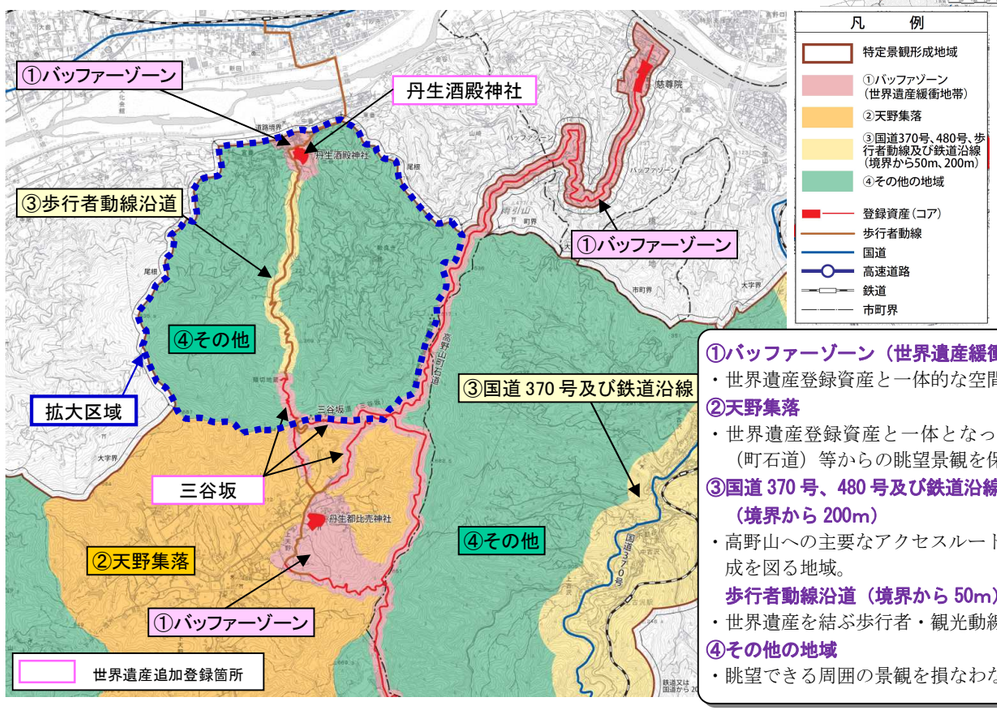

①バッファーゾーン（世界遺産緩衝地帯）
・世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する地域。

②天野集落
・世界遺産登録資産と一体となった集落景観や高野参詣道（町石道）等からの眺望景観を保全する地域。

③国道 370 号、480 号及び鉄道沿線（境界から 200m）
・高野山への主要なアクセスルートとしてふさわしい景観形成を図る地域。

歩行者動線沿道（境界から 50m）
・世界遺産を結ぶ歩行者・観光動線として調和を図る地域。

④その他の地域
・眺望できる周囲の景観を損なわないよう調和を図る地域。

2. 届出制度の概要

現在、和歌山県では、大規模な建築や開発行為について景観に関する届出が必要ですが、特定景観形成地域では、よりきめ細かな届出が必要となります。

●景観に関する届出が必要な規模と基準

現在の基準	①バッファゾーン	②天野周辺	③国道、鉄道沿線 ④歩行者動線沿道	⑤その他の区域
○届出規模 高さ13m超又は 建築面積1000 ㎡超 ○基準 周辺景観との調和 等 ※概ね4 階建て以上の建築物を対象	○届出規模 全ての行為 ○基準 高さ13m 、建築面積1000 ㎡を超えない規模とする 等 ※小規模な建物も対象	○届出規模 高さ10m超又は 延べ面積500 ㎡超 ○基準 落ち着いた色彩 等 色彩基準あり ※中規模な建物も対象	○届出規模 高さ10m超又は 延べ面積500 ㎡超 ○基準 落ち着いた色彩 等 色彩基準あり ※中規模な建物も対象	○届出規模 高さ13m超又は 延べ面積 1,000 ㎡超 ○基準 落ち着いた色彩 等 ※概ね4 階建て以上の建築物を対象

きめ細かな届出制度により、地域の景観にふさわしくない、派手な建築物などを抑制し、地域の特色を活かしたより良い景観の形成を図っていきます。

3. 名称の変更

世界遺産の資産名称が「高野山 町石道」から「高野参詣道 町石道」に変更されたことに伴い、特定景観形成地域の名称を「**高野参詣道（町石道）周辺特定景観計地域**」に変更します。

4. 意見募集の概要

○詳細資料の閲覧方法

意見募集の期間において、下記場所及びホームページで閲覧できます。
・紀の川市都市建設課、かつらぎ町町建設課、九度山町建設課
・那賀振興局建設部総務調整課、伊都振興局建設部総務調整課
・県庁（都市政策課、情報公開コーナー）
・和歌山県ホームページ
　県民意見募集ページ（https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/ikenbosyu/ikenbosyu_index.html）
　都市政策課ＨＰ（https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/pubcom_keikan/chouishikakudai.html）

○意見募集期間

平成 31 年２月 15 日（金）から平成 31 年３月８日（金）

○ご意見の提出方法

住所、氏名を明記の上、ご提出ください。
・電子メール　keikan@pref.wakayama.lg.jp
・郵送　〒640-8585　和歌山市小松原通一丁目１番地
　和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 景観・公園班
・ファックス　073-441-3232

○問い合わせ先

和歌山県 県土整備部 都市政策課 景観・公園班　TEL：073-441-3228